

# 尾崎小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月19日改訂

## [いじめに対する基本的な考え]

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。そして、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」と捉える。

## [いじめ対策委員]

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、養護教諭、当該学級担任
- ・(必要に応じて) スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)

## [いじめの防止]

- ①生徒指導の三機能について全職員が理解する場を設け、それを生かした学級経営に努める。また、「子どもを語る会」を定期的に関き、全職員が気になる児童について共通理解を図る。
- ②道徳の時間や学級活動において、いじめや学級の問題(けんかやふざけ合いなど)について考えさせたり、話し合わせたりする。
- ③児童会活動において、互いを思いやる気持ちについて考え話し合う活動や「おざきっ子の約束」「ほんわか言葉」運動を通して、「いじめを許容しない」という意識の醸成を図る。
- ④指導記録を作成し、職員間の情報交換を密にする。
- ⑤「いじめ防止基本方針」の内容を児童・保護者に伝え、その状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

## [早期発見]

- ①日常の観察と触れ合い、日記やノートなどの記録を通して、組織的な連携体制の下に児童のわずかな変化やサイン等にも気付く力を高める。
- ②いじめアンケート(無記名式 月1回 子どものみ回答)や学校生活アンケート(記名式 7月・11月 子どもと保護者回答)、教育相談等を定期的実施し、いじめを訴えたり相談したりしやすい体制を整える。
- ③休み時間等は職員が校内外を巡視して児童の活動の様子を観察し、積極的にいじめの兆候を捉えるようにする。

## [いじめに対する措置]

- ①いじめの事実を把握した場合は、必要に応じていじめ対策委員会を開催して、対応の仕方を協議する。
- ②いじめを受けた児童やいじめを通報した児童の安全を確保した上で、いじめを行った児童に対して適切な指導を行う。いじめの事実関係を、保護者の理解と協力を得て正確に究明し、いじめられる側・いじめる側本人とその保護者に対して、適切な指導・援助に努める。
- ③特定教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告を行わない場合は、規定に違反することを認識する。
- ④いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認するまで、継続的な観察と必要な指導・援助に努める。
- ⑤教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について、日頃から研修し、理解を深めておくようにする。

## [保護者や地域との連携]

- ①些細なことでも学校に連絡してもらえるよう窓口(学級担任・学年主任・生徒指導主事・教頭)を設ける。
- ②見守り隊や民生委員との情報交換会を定期的に関き、連携を強化する。
- ③学校以外の相談窓口を保護者に周知する。

## [関係諸機関との連携]

- ①警察などとの適切な連携を図るために、地域生徒指導研究推進協議会や地区問題対策協議会での情報交換会を行い、日頃から情報を共有できるようにする。
- ②SCやSSWとの連携体制を構築する。